住所　東京都港区港南３丁目３番17―803号
　エフィア・アンボンサ　昭和61年10月３日生
　エシ・アンボマア　平成23年５月22日生
住所　東京都足立区梅田３丁目３番21号
　ノルミタ・ヴィリアリアル・アベカワ　昭和45年４月21日生
住所　東京都葛飾区金町４丁目９番13号
　ヒトミ・グレース・ヴィエルネス・アオイ　平成６年１月21日生
住所　兵庫県尼崎市小中島２丁目10番19号
　宮明陽　昭和63年10月３日生
住所　大阪市鶴見区緑２丁目２番15号
　郭則子　昭和40年３月８日生
住所　大阪府守口市金田町３丁目３番22号
　郭孝司　昭和41年９月24日生
住所　岡山市中区平井５丁目２番16号
　ヒサトミ・マリヤ　平成11年10月７日生
住所　千葉県船橋市本中山６丁目９番12―202号
　蒋睿　昭和62年10月13日生
住所　岐阜市寿町７丁目29番地２
　金直章　昭和52年９月20日生
住所　東京都足立区綾瀬５丁目17番18号
　朴永姫　昭和24年４月23日生
　元大樹　昭和53年３月15日生
住所　東京都台東区花川戸１丁目12番６―201号
　田佑美　平成５年11月12日生
住所　岩手県奥州市水沢区字水山36番地３
　エドラリズ・アクトゥブ・アベ　昭和61年８月17日生
　エリカ・コロマ・アクトゥブ　平成23年２月26日生
住所　東京都品川区中延５丁目９番６号
　陳鈺玲　昭和59年２月２日生
住所　東京都品川区南大井３丁目15番11―1001号
　ダイアナ・ヒロミ・ミヤカワ　昭和60年１月11日生
住所　東京都豊島区要町１丁目16番14―205号
　陳娜　昭和62年６月27日生
住所　長野県塩尻市大字広丘野村944番地１
　金明愛　平成６年７月４日生
住所　埼玉県蕨市中央３丁目21番11号
　グェン・クオック・ビエット　平成元年11月28日生
住所　徳島市城東町１丁目２番12―303号
　李久江　昭和26年４月１日生
　張優子　昭和58年８月４日生
住所　徳島市北沖洲１丁目９番20―304号
　張龍志　昭和51年３月11日生
住所　東京都世田谷区三軒茶屋２丁目35番３号
　冷雪　昭和56年３月７日生
住所　熊本市中央区国府２丁目２番３―408号
　アウロラ・レイエス・ヤマシタ　昭和47年９月１日生
住所　北海道亀田郡七飯町本町４丁目19番61号
　李史峰　昭和62年５月10日生
住所　栃木県宇都宮市東今泉２丁目５番10号
　ステファニー・ヒデミ・クニサワ　平成５年12月７日生
住所　福井県坂井市丸岡町御幸１丁目54番地
　成正熙　昭和17年12月15日生
　徐邦子　昭和22年５月27日生
住所　東京都板橋区徳丸３丁目22番18―822号
　李延淑　昭和63年11月３日生
住所　東京都中央区新川２丁目25番６号
　劉文兵　平成元年３月12日生
　劉唯希　平成27年２月２日生
　劉誠希　平成28年９月５日生
住所　埼玉県八潮市大字南川崎532番地１
　洪尚淳　昭和24年４月21日生
住所　東京都足立区神明南１丁目２番８号
　金正順　昭和25年10月１日生
　洪東湜　昭和53年１月23日生
　洪宏実　昭和58年６月16日生
住所　東京都府中市浅間町３丁目18番地59
　焦龍強　昭和37年12月24日生
住所　大阪市平野区加美北１丁目25番５―105号
　高昌佑　昭和37年11月８日生
　高嶺花　平成５年７月11日生
　高朋麦　平成６年９月12日生
　高貴志　平成８年７月15日生
　高智至　平成９年12月５日生
　高雅史　平成20年２月５日生
住所　山口県宇部市開６丁目８番９号
　鄭一浩　昭和38年３月６日生
　金昌伊　昭和42年７月25日生
　鄭美積　平成14年８月29日生
　鄭官聖　平成16年４月16日生
住所　横浜市港北区大豆戸町80番地
　朱美英　昭和34年11月27日生
住所　横浜市南区平楽133番地
　サリフ・コーイチ　昭和46年１月１日生
住所　横浜市南区高根町４丁目34番地５
　アルドレッド・フェリペ・グラードス・ハベ　昭和51年３月22日生
　ハンデル・ヒイセイ・グラードス・アレマ　平成８年８月29日生
　アンディ・ジェライ・グラードス・アレマ　平成13年８月20日生
　アカリ・ナルミ・グラードス・アレマ　平成15年11月25日生
住所　横浜市保土ケ谷区川島町357番地２
　マジー・アンタン・クボタ　昭和40年７月19日生

○財務省告示第百五十一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十七年財務省告示第九十一号）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年五月三十日　財務大臣　麻生　太郎

財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十七年財務省告示第九十一号）は、平成二十九年五月三十日限り、廃止する。

○財務省告示第百五十二号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律第五十二条ならびに個人情報の保護に関する法律施行令第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項を委任する件（平成十七年財務省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日　財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に対応して掲げるその標記部分に傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるように改める。

改正前	改正後
一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 財務大臣の所掌に係る法第三十一条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。	一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、個人情報保護委員会が財務大臣に、法第四十条に規定する権限を委任した場合においては、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任する。

国税庁	国税庁長官
財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあっては、財務支局長）

国税庁	国税庁長官
財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあっては、財務支局長）

○外務省告示第百八十三号

トンガ王国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成二十九年五月九日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年九月一日にトンガ王国について効力を生ずる。

（平成二十九年五月十二日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十九年五月三十日　外務大臣　岸田　文雄